

【第1分科会「学校」発表資料】 「進化を求める学校とPTA」

学校名 奈良県立奈良養護学校
発表者 PTA会長 吉尾 憲子
PTA副会長 一岡 万由美

1 学校の概要



本校は、昭和 55 年に県内で 2 番目の肢体不自由養護学校として開校し、令和元年には四十周年を迎えた。学校は奈良市の南西部、歴史遺産である平城京の南、唐招提寺や薬師寺などの名刹が徒歩圏内にある西ノ京地域に位置している。奈良県の北部 4 市 6 町 1 村を通学校区とし、児童生徒はスクールバス 3 台（入所施設より通学する児童生徒は別途マイクロバス）を利用または保護者等の送迎により登校している。

開校以
降、病弱

教育部門の移管や分校の閉鎖、訪問教育の拠点校の変更などを経て、現在は肢体不自由教育部門（通学・訪問教育）、病弱教育部門（施設内訪問教育）の2部門にわたり教育を行っている。令和4年度は、肢体不自由教育部門は小学部51名、中学部34名、高等部28名（うち訪問教育12名）、病弱教育部門小学部8名、中学部8名、高等部11名の計140名の児童生徒が在籍している。



2 本校の特色

「よりよく生きていける力を育てる」を教育目標とし、本校の校歌にも歌われるよう「明朗」～明るく強い子、「自立」～自分でやり通せる子、「友愛」～助けあう心ゆたか子女の校訓のもと教育活動を行っている。

肢体不自由教育部門は小学部、中学部、高等部からなり、家庭や入所施設からの通学生と家庭に教員が訪



問して授業を行う訪問教育生がいる。病弱教育部門は3教室からなり3施

設への訪問教育の形式をとっている。このように本校は様々な場所、形態での学習を展開している。

また、児童生徒の実態も多様化している。教育課程は各学部と



も実態に合わせて4課程からなっている。医療的ケアを必要とする通学生は44名。看護師免許を持つ教職員が6名常勤し安心安全な教育環境を整えている。

新型コロナウイルス感染症の影響のため、令和2年度より様々な学校の取組が実施できない状況が続いたが、少しずつ感染対策を講じながら工夫し、学習や行事を行うようになりつつある。各学部では、地域の学校との学校間交流を実施しているが、コロナ禍であってもオンラインや録画した動画などを活用しながら、継続もしている。温水プールを活用しての体育や自立活動の学習も、対策を講じながら実施できるようになった。

3 取組の内容

(1) PTA活動の変遷

昭和55年の開校以来、学校運営に協力し側面から支えることを活動の中心において様々な取組を行ってきた。当初は、卒業後の進路状況の厳しさを見直し、施設見学や懇談会、講演会、福祉施設資料作り、福祉エリアマップ作り等進路問題に取り組むことに力を入れていた。また、卒業後の進路先の確保のために地域の活動に参加したり、保護者自身が制度や行政の福祉サービスの理解に努めたりすることも活動の柱となっていた。体育大会や学習発表会、「奈養祭」などの学校行事も教育活動の支援の一環として参加してきた。

様々な活動の中でも校内バザーには早い時期から取り組み、障害理解と会員の親睦を目的として学校行事に参加・来校する人を対象に行われてきた。平成6年からはバザーアー会場を校区内の商店街の中におき、障害者理解を求めて活動するようになった。その後、医療的ケアを必要とする子どもが少しずつ増えはじめ、保護者が学校に付き添いながら教育を受けていたが、PTAとしてなんとかできないかと保護者たちが一丸となって看護師常駐の要望の声を上げた。奈良県高等学校PTA協議会においても理解いただき要望などで支援をしてもらった。子どもたちが保護者の付き添いなく安心して学校で過ごすため、育友会(当時)がバザーの収益によって看護師を雇うという画期的かつ地道な活動を継続する中、公費にて実習助手として看護師の配置が実現した。今でこそ制度が整い学校には看護師配置が当たり前になっているが、制度に先駆けPTAが懸命に取り組んできた経緯がある。

その他にも、各教室への空調設備の設置や保護者送迎の際、雨に濡れることなく乗り降りができるように駐車場に雨よけを整備することなど奈良県高等学校PTA協議会を通して県に要望書を提出したきっかけを続けた。平成30年には昇降口横駐車場に、令和2年には正面玄関前に雨よけが完成した。



(2) 近年の活動（～令和元年度）

新型コロナウイルス感染症の拡大が見られるまでの PTA 活動においては、次の4つの活動が主な柱となっていた。

①PTA バザー、絵本バザー

校内でのバザーから始まったPTAバザーは、目的や形を変えながら継続され発展してきた。近年

では、近隣のショッピングモールを会場として保護者や教職員からの寄贈品やPTA会員による手作り品を販売している。会場である企業には毎年の恒例行事として会場提供を受け入れていただき、またバザーの会場では地域の方とふれあいながら、子どもたちの住みやすい地域づくり

を願って理解促進及び啓発活動に取り組んでいる。また、手作り品を保護者が集めて作成したり、寄贈品の値付け等の準備作業をしたりすることで、何気ない会話の中から情報共有や心配事や悩みの相談などができる、保護者同士の縦や横のつながりを深めることとなっている。

また別の会場において、家庭で不要になった絵本を持ち寄ったり手作り品を作ったりして絵本バザーとして販売をしている。どちらのバザーも、「毎年、楽しみにしています。」と声をかけてくださるお客様もいるほど、地域に根付いたものとなっている。

②ボランティアカット



車椅子を使用したり、医療的ケアを必要とする子どもたちにとって地域の理髪店や美容室へ足を運ぶことはなかなかハードルが高い。「じつとできず周りに迷惑をかけるかも」「段差があって車椅子では入れない」「気切孔にカットした髪がはいったらどうしよう」といった不安から思うように散髪に連れて行けないという悩みからスタートした活動がボランティアカットである。協力いただく美容師さんとは、長いお付き合いが続いている。はじめは美容師さんからの働きかけであつた。小学部が長年学校間交流を行っている小学校の卒業生が成人して美容師となり、養護学校の子どもたちのお役に立てればと学校へ出向いてカットをしてくださっている。ボランティアカットを経験することがきっかけとなり地域の理髪店や美容院を利用することができるようになった子どもたちもいる。

③PTA・振興会主催の成人式開催

PTA・振興会主催で開催する成人式は二十歳を迎える卒業生を、卒業生や在校生、その保護者、教職員や支援者が集いお祝いをしている。高等部と学校間交流を行っている県立高校の



吹奏楽部に演奏を披露していただき、楽しい時間に花を添えている。在校生やその保護者にとっては目指す姿を身近に見る機会となっている。保護者同士の縦、横のつながりを大切にしている。(令和4年度より「二十歳を祝う会」へ名称変更)

④広報誌「ならNOW」の発行

PTA広報誌「ならNOW」の発行(年間3～4回)を続けてきている。PTA会員、教職員の他、地域の福祉事業所やセンターなどの関係機関へも配付している。新年度の新入生や新着任の教職員の紹介、学校行事(遠足や修学旅行など)の様子、PTA活動の



様子、卒業を迎える児童生徒からのメッセージなど写真を添えて発信している。

また、その他にも学校との共催の文化鑑賞会、研修会や学習会(「子どもたちの将来についてお話をする会」、施設見学会、給食試食会、食育研修会など)も行っている。



(3) コロナ禍における活動(令和2年度～現在)

本校では、PTA会員は肢体不自由教育部門の家庭のみにより構成され、令和4年度は小学部、中学部、高等部並びに訪問教育の児童生徒、110家庭からなる。本部役員6名と各学年から学年委員1～2名を選出し、3つの専門部会(広報部、進対部、保体部)に分かれ活動の企画推進を行っている。

しかしながら令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、保護者が一斉に集うことが難しくなり、これまでの活動の方法に見直しを加えなければならなかった。社会の動向を見ながら、一旦令和2年度は本部役員が中心となり、関係団体との連携、学校との協議等に活動をとどめ、活動再開に備えることとした。

対外的な活動や全会員を対象として行う活動は制限せざるを得ず、次年度に向けどのような活動ならできるのか、またどのような活動を会員は望んでいるのかを検討するため、令和2年度末に「次年度(令和3年度)のPTA活動について」のアンケートをとることにした。その集



計結果によると会員は情報を得たり研修を行ったりすることやボランティアカット等に対してのニーズが高いことがわかった。(表1)

★次年度（令和3年度）のPTA活動についてのアンケート★		
開催して欲しい・開催した方が良いと思われるPTA活動に○印をつける（複数回答可）		票
活 動	内 容	票
PTA新入会員歓迎会	小学部1年生や転入生の新会員と、現会員と親睦をはかります。	28
PTA会員送別会	各学部最終学年のPTA会員の送別会をします。	21
ボランティアカット (各学期)	美容室〇〇〇さんより美容師さんが来校し、子供たちのヘアカットをしてくれます。	41
絵本バザー（校外）	〇〇〇大安寺店にて古本（絵本等）手作り品の販売	6
PTAバザー（校外）	〇〇〇大和郡山店にて手作り品・家庭用品等の販売	10
校内バザー	校外バザーの品物を校内にて販売します。	10
バザーの手作り品作製	校外バザー等で販売する手作り品をPTA会員で作製します。	6
「子供たちの将来についてお話する会」	進路担当の先生を交えて、卒業後の進路・福祉サービス等についての情報交換をします。	39
食育研修 給食試食会	講師の方をお招きして食育について講演してもらいます。子どもたちが食べている給食の試食をします。	16
施設見学会	放課後等デイサービスや生活介護事業所等の福祉施設を見学します。	30

(表1)

令和3年度は本部役員と学年代表による規模を縮小しての活動とし、専門部会も広報部、進対部の2つに絞って活動を行った。これまでの活動の経緯を知る会員が少なくなるので、少しでも良い活動を継承するため検討を行いながら、会員の求める情報の提供やつながりを保つため広報誌を発行し、教職員の紹介や学校行事の紹介、進路先の施設情報を発信した。

広報誌「なら NOW」については、これまで校内で 広報部員が編集、印刷し配付を行ってきたが、校内での活動が難しくなったことを契機として、印刷を卒業生が利用する福祉事業所へ外部委託する

ことにした。保護者の日常的な学校への出入りが制限されるため、校内の子どもたちの様子や教職員の顔など以前のように容易に知ることが困難になりがちであったが、広報誌がカラー印刷となりより写真が鮮明になって、行事の様子や職員の紹介写真など見やすくわかりやすい紙面となった。また、事業所の直接訪問は難しかったが、役員に限っての訪問（オンラインも含む）を広報誌にまとめ情報提供をすることができた。



(令和3年度 活動報告 校内掲示板用)

4 成果と課題

(1) 成果

PTA活動は時代の変遷や制度の改正・改善によりその時々で目的とすることが変わりながらも、子どもたちのために学校と保護者と地域とが連携して活動を継続してきた。今では、看護師の学校配置も当たり前になり親も子も安心して学校生活をおくることができるようになっているが、10数年前までは毎日保護者が付き添いながら登校していたことを忘れてはならない。バザーなど地道なPTA活動を先人の保護者たちが継続しながら、子どもたちが安心して学校で学習ができる環境を学校と共に声を上げ実現することができたことは大きな成果であると言えるであろう。

今まで継続している活動の多くは関係する地域や団体に受け入れられ根を張り、長く継続されている。社会に対して障害者理解の啓発にも寄与している。保護者と学校との相互の連携が深まり、子どもの教育活動、成長に良い影響をもたらしている。

(2) 課題

働く保護者や福祉サービスを利用する家庭が増え、保護者が学校に来る機会が減ってきていていることに伴いPTA活動への参加者も減少傾向にある。加えて、コロナ禍の2年間で対面での活動も減少し、保護者にとってPTAとはどんな活動をするのかわかりづらくなっている。他学年はもとより同じ学年でさえ顔を合わせて会話をする機会が減ってしまっているのが実情である。これまで、PTA活動があることで保護者同士悩みを語り合ったり、先輩保護者の姿を見て少し先の将来を見ることができたり、知らなかつたことを知ることができたりすることが、保護者にとって意義のあるものであった。保護者同士のつながり、一人で悩むことのない子育て、子どもの明るい将来を保護者、学校と共に作っていくことのできるPTA活動について改めて社会の変化の様相に合わせながら、新しい形での参加を探ると共に、意味ある活動、魅力的な活動であることを発信しメリットを感じることのできるPTAにしていくことが課題である。

①活動の参加方法

- ・仕事をもつ保護者や、子どもの体調が整いにくかったり、訪問教育を受けて学校に登校する機会の少なかったりする保護者でも参加できる方法を検討する。
- ・感染対策を徹底しながら実施できる活動を検討する。
- ・オンラインによる活動を取り入れる。

②活動内容

- ・令和2年度実施のアンケートより、保護者のニーズに基づいた研修や学習会などを引き続き学校と連携して行う。
- ・コロナ禍により希薄になった保護者同士のつながりや親睦を深め PTA 組織の基盤を充実させる。
- ・時代のニーズに応じてこれまでの活動を見直し、継承すべき活動を継続していく。
- ・地域と共に災害に対する備えの意識を高めていく取組も必要である。
- ・関係団体との連携をしながら、要望書(スクールバス乗車時間の短縮、医療的ケアを必要とする子どもの通学手段の保障など)を提出する。



(新人会員歓迎会)

例年 PTA 総会や親睦会から新年度が始まるところ、書面決議や中止に変更せざるを得ないことが続き大変残念に思っている。そのような中でも、少しでも PTA 活動の意義や必要性を感じて、楽しく参加し子どもたちのために活動できるよう、今の姿を見つめながら活動を再構築してきたい。

未来の
学校を必要とする
子どもたちのために…

今できることを、
今やってみましょう

第1分科会「学校」

指導助言者：前札幌大学教授（元北海道真駒内養護学校長）
福井 一之 氏



協議の柱

「特色ある PTA 活動を進めるための学校との連携について」

1 協議報告

【各ブレイクアウトルームのまとめ】

○ルーム 1

バザーや福祉展などを行っている学校があり情報交換ができた。また、卒業生が在校生に向けて講話し進路などについて伝える取組が良かった。

○ルーム 2

参加者各校の学校自慢をした。盛岡の学校では、コロナ前は「いものこ会」という PTA の交流をとおしてお互いが知り合う良い機会になっていた。東京都の学校では、コロナ後に何ができるかということで、外でできる活動として「モルック」を取り入れたが、90名ほどの参加がありとても良い機会になった。また東京都は PTA が任意の参加ということもあり、コロナによる行事が少なくなるというだけではなく PTA の参加も今後課題であるということで、これからもこういうつながりや機会を大事にしながら PTA 活動を充実させていきたいということを話し合った。

○ルーム 3

コロナ禍の中、色々PTA 活動が休止している学校や、遠隔で繋がりながら継続している学校もあった。各校の良かった活動については、先輩の保護者の方の話を聞いたり、性教育や進路に対する研修を行ったりしているところがあった。中でも、東京都では、医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者を中心とした「医ケアネットワーク」というものがあり、そこで親睦を図ったり情報共有したり要望を確認したりするものがあるのがとても良いことだと思った。それから、今年の入学式に制服が届かないというハプニングがあったが、PTA が中心となって当日制服をみなさん配付するというあたたかいサポートがあった。日頃のコミュニケーションや親睦の成果かなと話されていた。

○ルーム 4

コロナ禍での PTA の新しいやり方を各校で模索しているという話が中心となった。岡山県の学校では、WEB 会議ツールとして Zoom 以外にも使い、校長先生とやりとりができているという話があったが、PTA の集まり等での Zoom の活用など、新しい使い方を知ることができた。また、各校模索中ということで、PTA 活動への保護者の参加が少ないというのも課題になっており、今後参加しやすい PTA 活動というものがどうなものなのか考えていくとても良い機会になった。

○ルーム 5

徳島県では、スマイルコンサートというものを行ったり、秋田県では、PTA の会報を三つ折り作業したり封入する作業等を、自宅や学校で継続して行うことができていた。栃木県では、小中学部だけの割と小

規模な学校ということもあって、車での保護者の送迎時に保護者同士がちょっとは会える程度でなかなかPTA活動への参加人数が少ないという話があった。文集やベルマークや集計作業等で小規模ながら活動をしているとのことです。徳島県では、行事は縮小したけれども役員会は行っていたり、東京では役員会やPTA総会をオンラインで行っていたり、本校(発表者)だとPTAがZOOMの年間契約をしたことで色々な会議等はできるが、保護者同士の雑談や色々なことを話し合えるような状況がなかなかないことが今後の課題であることを話した。

○ルーム6

兵庫県の学校では、意見交換会の場所に市役所の障害福祉課の方や教育委員会の方、校長先生を交えての意見交換会を実施して、その場で市役所に要望を出すというところで、すごく効率的で良いと思った。Zoom等のオンラインでPTA活動を実施している学校や、子供達の思い出のためにドライブイン花火をしたという学校があった。

○ルーム7

特色ある取組というよりも、今年度はコロナ禍において昨年度までストップしていたPTAの活動を、どこの学校においても「やれる形で進めていこう」ということで、いろんな取組をしているというような報告がされた。これまでの取組をベースに、形を少しずつ変えながら進めていて、福祉展のようなものを開催したり、今まで外向けに行っていたバザーを校内の子供達が楽しめるように形を変えて取り組んだりなど、新たな取組みも出てきていた。役員同士の会合も、ラインワークス等も活用してデータ等のやりとりをすることで、学校に集まらない形ができていたり、やりはじめているという学校が2校ほどあった。また、PTAの入会について、やり方の工夫等について何かないかという話題は上がったが、情報交換まではいかなかった。

○ルーム8

PTA活動の様子を報告し合った。コロナ禍の前の状況に戻すということではなく、特色ある活動を引っ張っていた人たちが卒業てしまっているという状況で、今の時期に新しく始める、前のイメージと今実働する人たちのイメージがうまくつながらない部分もあるので、奈良県発表にあった、今できることを今やるというスタンスが心に響いた。無理のない、今の保護者のニーズをしっかりと捉えながら、今できることを無理のないスタンスで始めて行くことが今の時期大事かなということをルーム内で共有した。

○ルーム9

コロナ禍の中で、役員会等が中々できないこともあります、どういう形で運営しているのかを話した。基本的には大きな部屋を準備するとか、オンラインを利用して会議を行っているという話があった。また、特色のある学校の取組としては、福岡の学校では、移動動物園として、学校に動物を連れてきてもらい、子供達や保護者とふれあうような機会をもうけるといった交流会を子供達と一緒に行っているという話がでた。

○ルーム10

コロナ禍の中で各校が取り組んできたことを情報交換した。Zoom等を活用しての役員会等も行っているが、オンラインでも逆になかなか人が集まらないという課題もあるという話があった。また、PTA活動だけではなく、学校の取組として懇談等もZOOMで行っている学校もあり参考になった。ただ、実際に顔を合

わせてお話しすることが大事で、雑談や何気ないお話が出来るということもきっと大事なんだろうということも話していた。

○ルーム 11

各校の活動を話し合った。多摩桜の丘では、積極的に地域との関わりを大切にしており、6月には地域の楽団を学校に呼んで土曜日1時間、親子で演奏を聴いたり、地域の小学校3校とボッチャ大会を行ったりしているという話がでた。地域の方との相互理解があれば色々な可能性が生まれてくると感じた。岩見沢高等養護学校では、障害者年金についての講習会を行っていた。卒業後にどういった書類が必要なのかや必要な書類を書いたり校正したりするなどすることで卒業後の準備を進めるといった取組がされていた。名古屋特別支援学校では、PTA活動としてのバザーをコロナ禍で行えず、今後行うかどうかという話の中でアンケートを取った。アンケート結果では約8割がバザーに参加していきたいという意思表示をすることができた。また他にも意見として、バザーというよりは子供達が喜ぶゲーム感覚のものを増やしていきたい等色々な意見がでた。本期はそれらの意見をまとめて、来期はどういった開催をして行ければいいのかを進める予定だが、声を聞くことの大切さを改めてこのアンケートをとおして痛感した。

2 助言

ブレイクアウトルームは短い時間で、十分に話し合えなかつたかもしれないが、コロナ禍で交流ができる中なので、少しは自分の学校のPTA活動を見直したり、良い活動を発見したり、他の地域の活動も確認することができたのではないだろうか。

本全肢P連全国大会について。自分が助言者を依頼されたことは、肢体不自由教育の担い手として携わってきたことと、障がいを持つ子の保護者であるという、二つの立場であるからと思っている。このような立場の中で、全国大会には6～7回参加している。その経験上から、学校教育の方々とPTAの保護者の方々とが一体になり、課題に向き合うというこののような組織という物は他にはないと考えている。発表校である奈良養護学校は、今の自分たちが抱えている問題は、先輩たちが地道に取り組んできたことが、今やっと成し遂げられて、そして今ある課題はみんなで次のことに向かって行こうという凄い流れを、この全肢P連という物は持っている。この力のひとつの基本となっているものは、個人はもちろんそれぞれの学校というPTAや保護者の人たちの持っている悩みや課題である。具体的な例としては、医療的ケアのような非常に個人的な課題だったものが、みんなで話すことで、共有されることになる。文部科学省の先生方がこの会に参加して、或いは厚生労働省の方が参加して、その課題を現場の意見として吸い取る。大袈裟ではあるが、全肢P連で話し合うということが、社会を変えていったのではないだろうか。そのように思われるほど、地道にみなさん方の地域の、それぞれの活動が今に繋がっていると思う。

コロナ禍のPTA活動について。コロナの問題とPTA活動の是非ということは、違う問題なのだが、私たち学校に関わる者にとってはとても大きな課題だった。各グループの報告にもあるが、「任意参加にする」「PTA活動を中止する」といった状況の中でも、肢体不自由のPTAの人たちが活動を続ける決断をするということは、潜在意識の中で、先輩たちの活動が連綿と受け継がれて、今現在まで繋がっている。具体的なことを例示できないが、先輩たちが課題としてきたことが、私たちに繋がり、未来へと繋がっているという意識が、我々肢体不自由特別支援学校PTAには伝統的にあると感じざるを得ない。

奈良養護学校の発表の最後にまとめられている『未来の学校を必要とする子どもたちのために・・・今できることを、今やってみましょう。』は、この第1分科会を締じた「まとめ」と捉えられる。「今できること」は、今、自分たちがそれぞれの地域での「PTA活動を見直す」「見つめる」そしてそれを評価し、次へつなげていってほしい。

保護者の立場としての意見は、PTA活動は子どものことを中心に考えるものだが、子どもがより豊かに生きることは、一緒に生活している私たち保護者や家族個人個人が豊かに生きるための悩みも生まれる。固有の悩みは共感できる人たちと共有することでPTAの横のつながりや縦のつながりをもつことが重要である。PTA活動は学校と一緒に課題解決に当たってほしいし、一人一人の保護者の皆さん自分の生き方がプラスになるような活動になってほしい。

【第2分科会「地域」発表資料】

「高松養護学校防災アンケートで見える今後の課題」

＜キーワード＞・防災・地域との関わり・共生社会

学校名 香川県立高松養護学校
発表者 PTA会長 石原 靖昌

1 学校の概要

本校は、県内唯一の肢体不自由児のための特別支援学校で県下全域の児童生徒（令和4年4月現在102名）が在籍しています。令和3年度で創立60周年を迎えました。校内の小学部・中学部・高等部のほか、隣接するかがわ総合リハビリテーションセンターこども支援施設に施設内学級・ベッド学級を設けるとともに、進学が困難な児童生徒には自宅や病院で訪問教育を行っています。



教育課程は、Aコース（小中高に準ずる教育課程）Bコース（下学年や特別支援学校（知的障害）の各教科等の目標及び内容を取り入れた教育課程）Cコース（特別支援学校（知的障害）の各教科等の目標及び内容を取り入れた教育課程）、Dコース（自立活動を中心とした教育課程）の4つのコースがあります。

2 学校の特徴

児童生徒は、県内各地域から通学していますが、通学を保障するために寄宿舎やスクールバスを整備しています。小豆島には小豆分室を設置し、寄宿舎に入ることが困難な児童生徒のために小豆地区の訪問教育を行っています。また、地元の幼小中高校等に在籍する幼児児童生徒に関する教育相談も行っています。

本校には医療的ケアを必要とする児童生徒も在籍しており、学校看護師により医療的ケアを実施することで学習保障を行っています。



また、校内に自立活動室を設置し、専任の教員が動作・感覚・コミュニケーション等を指導し、校内教員からの相談にも対応しています。

児童生徒の肢体不自由を補うものとしてICT機器をはじめとする支援機器の活用を積極的に推進しています。

本校は、センター的機能を担う「からだと学びの相談センター」として、県内の幼小中高校等に在籍する幼児児童生徒の育ちや体の使い方、学びについての教育相談や研修会を実施しています。

3 PTA 概要・活動

本校 PTA は、本部役員と小学部、中学部、高等部から選出された学級理事が 4 つの専門部に分かれて活動しています。そして、それぞれの部をサポートする一人一役の保護者の皆さんで行事の活動をサポートしています。また、居住地区を県内 4 地区に分けて地区別代表役員を選出し、それぞれの地区で施設見学、交流会等の地区別活動も行っています。選出された学級理事だけでなく、選出されていない保護者も一人一役で行事の活動に関わり、いろいろな PTA 活動に全員が参加することで各学部の保護者間の交流・情報交換ができ、皆さんのが活動に参加し易い環境ができます。



4 取組の内容

(1) 目的

「子どもたちの将来にわたり安全で豊かな地域生活を支えるため、PTA は、地域との連携をどのように深めていくか」

・地域で最大の関心事項である南海トラフ巨大地震（マグニチュード 8～9）の 30 年以内の発生確率が 70～80%（2020 年 1 月 24 日時点国土交通白書）、また、政府の地震調査委員会は、今後 40 年以内にマグニチュード 8～9 の地震が発生する確率を、前年の「80～90%」から「90%程度」に引き上げた。（2022. 1. 13 読売新聞オンライン）

このような巨大災害時に備えた防災について地域とどのように連携したらしいアンケート調査を保護者、地域住民の方にお願いをして、今後の地域との共生社会の課題を確認しました。

「共生社会」は、さまざまな人々が、すべて分け隔てなく暮らしていくことのできる社会です。障害のある人もない人も、支える人と支えを受ける人に分かれることなく、ともに支え合い、さまざまな人々の能力が発揮されている活力ある社会です。

（障害がある、ないにかかわらず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会）

(2) 意識調査方法

・アンケート方法：保護者、コミュニティ協議会各種団体長に配布

【高松養護学校保護者】

	小学部	中学部	高等部	計
人数	41	24	36	101
回答	25	14	28	67
回答率	61%	58%	78%	66%

【鶴尾校区コミュニティ協議会】

「鶴尾校区」約 6,300 世帯 10,000 人幼、保、小、中、高、高専、特別支援学校（香川県立香川中部養護学校、香川県立高松養護学校）

各種団体長 24 人（連合自治会、社会福祉協議会、交通安全母の会他）

・アンケート内容検討会：本部役員に防災について、事前に日頃から気になることを調べてもら

い、検討会に持ち寄って意見交換をした結果を踏まえ、保護者が防災にどのような意識があるのか、家庭で防災対策はできているのか、居住地域での地域活動の参加、防災訓練参加、避難所の知識、考え方た、避難は何処にしたいのか、避難行動の支援の制度の認識、今後の考え方等、23項目のアンケートを実施しました。

また学校所在地域「鶴尾コミュニティ協議会」については、特別支援学校が2校設置されているので、本校の認知度、2校の違い、校区内の福祉避難所、要支援者の介助、本校との合同防災訓練の必要性等、9項目のアンケートを作り、協議会加盟団体の団体長24人（連合自治会、社会福祉協議会、交通安全母の会他）にアンケートを依頼しました。

保護者には、学部別、男女別、地域別の意識の違いが分かるように記載してもらいました。

アンケート期間

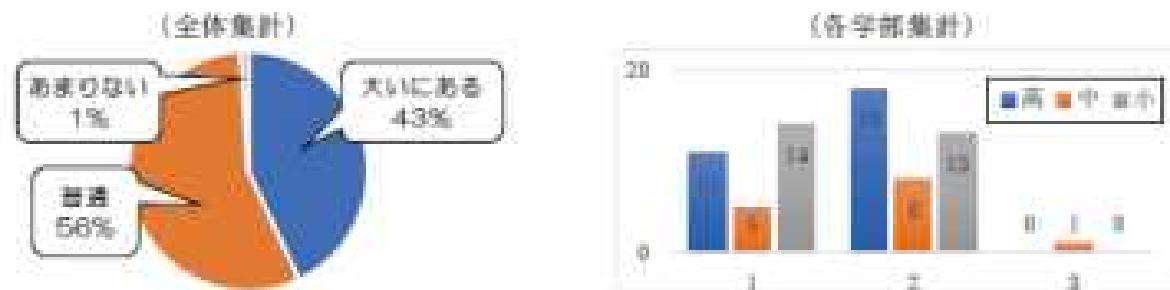
保護者：2週間 地域コミュニティ協議会：2週間



(3) アンケート結果分析

【高松養護学校保護者】※一部抜粋

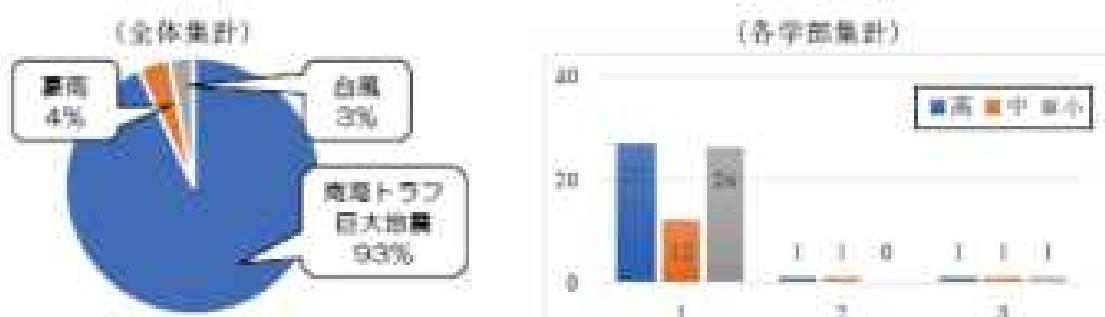
1. 災害について関心がありますか (1. 大いにある 2. 普通 3. あまりない)



保護者の一貫ご回答に、大きいにある、普通の回答が多く、災害についての関心の高さが分かった。

2. 一番関心のある災害はどれですか (どれか一つ選択)

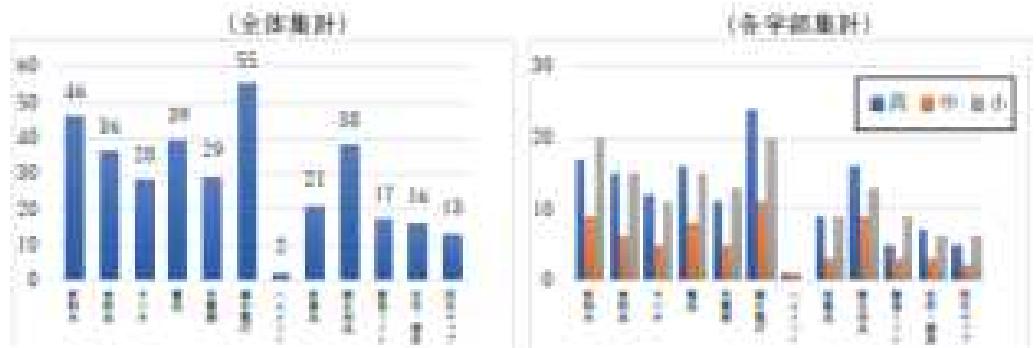
(1. 南海トラフ巨大地震 2. 台風 3. 豪雨)



保護者の一貫：南海トラフ巨大地震について関心の高さが分かった。

3. 家庭での非常用備蓄品として準備しているものはどれですか（複数回答可）

- (・飲料水・食料品・ラジオ・電池・充電器・懐中電灯・ヘルメット・医薬品
- ・衛生用品・簡易トイレ・毛布、寝袋・防災マップ)



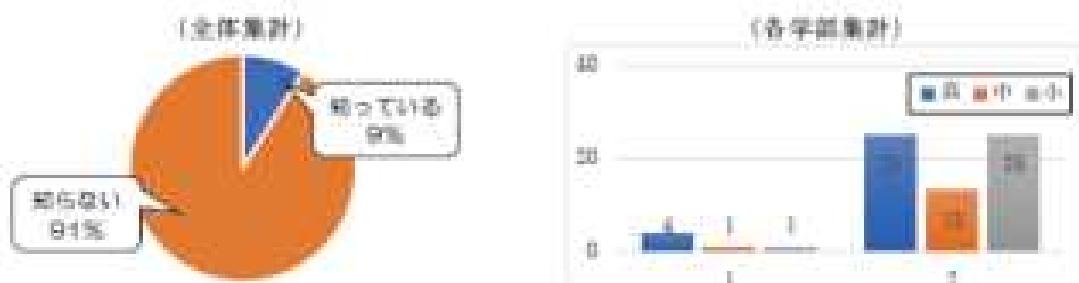
保護者の一言：懐中電灯の準備の割合が高いのは、意外でした。ヘルメットの準備が低いが特に小学校のが意外でした。貴重な備蓄が半数程度なのでもう少し呼びかけの必要がある。

4. 居住地域の避難所を知っていますか（1. 知っている 2. 知らない）



保護者の一言：避難所は、各学年とも9割程度の割合が知っている。

14. 福祉避難所に避難するための手続き（条件）を知っていますか（1. 知っている 2. 知らない）



保護者の一言：手続き（条件）を知らない人がほとんどです。福祉避難所の場所や手続きを全く知らないです。

15. 避難行動要支援者名簿の登録を知っていますか (1. 知っている 2. 知らない)



保護者の一言：避難行動要支援者名簿の登録を知っているが、登録をしていないという点で、登録についての必要性の有無やコミュニティの確立ができているのか等、いろいろ考える点があると思った。この制度をどの様に知り、利用でき、何に役立つかを知りたい。もっと皆に知ってもらい、利用できるようになればいいと思う。

16. 避難行動要支援者名簿の登録をしていますか (1. している 2. していない)



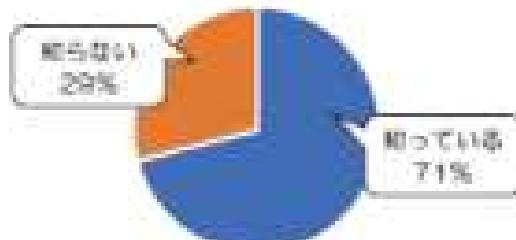
保護者の一言：全体的に登録していないが、特に高等部が多く、もしかして近頃登録をしているかも。

【鶴尾校区コミュニティ協議会用】※一部抜粋

1. 鶴尾校区には特別支援学校が1校あることを知っていますか。
(・知っている　・知らない)



2. 高松西園学校と番川中部養護学校の違いを知っていますか。
(・知っている　・知らない)



3. 高松養護学校の場所を知っていますか
(・知っている・知らない)



4. 鶴尾校区内の福祉避難所を知っていますか
(・知っている・知らない)



5. 要支援者の介助の取組みについて避難行動要支援者台帳の活用をしていますか
(・している・していない)



6. 高松養護学校の公開行事に参加の機会があれば参加しますか(・是非する・行ければ参加する・参加しない)



<記述回答>※一部抜粋

- 同じ校区にありながら知らないことが多くあります。(生徒さんの行動や運動面など) もし防災についての話し合いや訓練があれば地域の皆さんと共に考え行動するべきか一つ一つ問題をクリアすべきだと思います。
- 鶴尾コミュニティ協議会では、避難所運営マニュアルを令和2年11月に作成し関係者に配布、周知しましたが、あくまでも高松市の指定避難所（コミセン、小学校、中学校、高松高専の4ヶ所）を対象としたものでした。避難も自宅～一時避難所～指定避難所までで、この先の福祉避難所の事は知りませんでした。ただ自主防災会では障がい者の避難についての啓発、勉強会は実施しています。
- 要支援者台帳を預かってはいるが活用対策まで手が回っていない。

まとめ（成果と課題）

- 保護者の災害に対する意識、考え方、備え等が分かり次の課題も見えてきました。
防災意識、自分が住んでいる場所、避難所把握・防災関連イベントの参加情報伝達手段・地震対策・災害時の家族安否確認方法
- 災害時に地域からの支援の必要性、地域における高齢の認知度、意識
防災意識と地域活動「自助・共助・公助」の意識
※自助から共助につながる活動の訓練

- 保護者、地域共に機会があれば合同訓練、研修等をして交流を深め、共生社会を作りたい。イベント内容を保護者、地域住民の関心・興味がある内容を取り入れた防災活動の企画※校内、地域のハザードマップの作製、周知、検討※災害時の情報伝達方法の整備、周知、定期的な訓練
- 高松養護学校のことを、もっと知ってもらう（高養公開行事に地域の人にも来てもらう）地域行事に参加、合同訓練を開催、合同研修会の開催、災害時の役割の確認
- 障がい者支援を一方的に地域に頼るだけではなく、お互いに何ができるか、何をしてもらうかを明確にする

災害時、さまざまな人々が支え合い、分け隔てなく命を守り、安全・安心な暮らしができる環境を築けるような地域社会日頃より意識して準備し続けることが、共生社会の礎だと思いました。

第2分科会 質疑応答

質問者：京都市立吳竹総合支援学校 PTA 会長 中川 里美

取り組みの発表ありがとうございました。お話の中で避難行動要支援者名簿のお話が出てきたのですが、こちら高松市のこの名簿の記載の基準というのが気になりますと、京都市では、一人暮らしをしていないとこの名簿に載ることができないので、児童はこの名簿から除外されている状態なのです。ですので、高松市での名簿の基準をもし分かれば、教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

回答者：香川県立高松養護学校 PTA 会長 石原 靖昌

ご質問ありがとうございます。詳しいことは、私も把握ができていませんが、高松市は、まず要支援、支援者対象のリストに挙がっている人に初回の1回だけ市から避難行動要支援者名簿の登録の案内が来ます。その時に支援が必要だと思われる人が登録をして、未登録の人が後に登録をしようと思っても案内は来ません。高松市は、1回だけの案内なので、以後重症度が上がって支援を必要とする場合には、最寄りのコミュニティセンター等に避難行動要支援者名簿申請書があるので、そこに自らが取りに行くようになっています。今後は、コミュニティ協議会、自治会に避難行動要支援情報を落として、支援を必要とする人を自治会が調査し登録したい人がいれば、申請登録の案内をするようなシステムにしていくような話を聞いております。

現在は、支援者名簿に挙がっている人を対象に案内が届くようになっています。

質問者：京都市立吳竹総合支援学校 PTA 会長 中川 里美

はい。ありがとうございます。

第2分科会「地域」

指導助言者：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
上席総括研究員（兼）研修事業部長
吉川 知夫 氏



【グループ協議 発表】

①グループ 発表：香川県立高松養護学校

- ・どの学校も、コロナ禍のため地域とのつながりがない状態だが、以前は地域の清掃活動をしたり、地域の方を学校に招いて学校見学に来てもらったりしていた学校もある。
- ・防災に関しては、保護者の防災への関心度に差がある。また、学校で防災研修したあとにビデオを作り、地域の方にアーカイブ配信して興味のある方に見ていただき、学校でどんなことをしているのかを地域と共有している学校があった。

②グループ 発表：愛知県立ひいらぎ特別支援学校

- ・鹿児島県、栃木県、群馬県、茨城県、愛知県の5校で協議を行った。
- ・コロナ禍ということもあるが、それ以前に地域・行政・市町村との連携がしっかりとれていないという課題がある。
- ・学校を避難所とするのか、それともなっていないのか。避難所になっていた場合は運営をどうするのか、災害別の想定をしっかりと行う必要性についても意見が出たが、討議の時間が足りず残念であった。

③グループ 発表：静岡県立中央特別支援学校

- ・島根県、茨城県、東京都、静岡県の4校で協議を行った。
- ・要支援の登録をしているかが話題に出た。1校は参加者が教員だったため、3校の参加者のうち2名は、「家族で避難できるのではないか」、「避難所での生活の不安感が強い」とことで、要支援の登録をしていないとのことだった。
- ・登録をしている方も、登録後、役所から非常時に誰が助けてくれるのか等の具体的な提示がないため不安に感じている。
- ・非常時用として、学校では3日間分の備蓄をしているとのことだった。

④グループ 発表：京都市立北総合支援学校

- ・東京都2校、愛知県、岡山県、京都府の5校で協議を行った。
- ・災害時の地域との連携の必要性を感じているためそのコツをつかみたいため、この分科会に参加した方が多かった。
- ・どの学校も地域との連携を模索しているが、コロナ禍もあり具体的にどんなことをしていくのか検討中のことだった。
- ・災害時に役立つのではないかということで、地域の方に子どもたちが育てたお花を配り、交流を深め、関係を作るという取り組みをしている学校があった。
- ・学校運営協議会を導入して、地域との連携を深めていきたい。

⑤グループ 発表：宮崎県立延岡しろやま支援学校

- ・東京都、京都府、沖縄県、宮崎県の4校で協議を行った。

- ・学校の立地によって地域との連携取りににくい、また、田舎にあり認知度が低いという学校があった。
- ・地域と繋がるためにどうしたらよいのか話し合いをした。県立の学校のため地域の小中学校と繋がっていない。そのため P T A も、地域の学校の保護者と繋がっていくことで地域と繋がりやすくなるのではないか。
- ・具体的な実践例はなかったが、コロナ禍の中で、これからどう地域と繋がっていくことができるかが課題と感じた。

⑥グループ 発表：島根県立松江清心養護学校

- ・愛媛県、東京都、北海道、島根県の4校で協議を行った。
- ・アンケートをとった上で策定したとしても、実際に近隣都市で災害が起こった場合、その支援が行き渡らない。
- ・重要なインフラの電力が供給されなくなり、避難所が機能しない。有事対応の際に誰が入館するのか、誰が物資を出すのかなど、実際のオペレーションが規定されていない等の意見が出た。

⑦グループ 発表：京都市立吳竹総合支援学校

- ・茨城県、東京都2校、宮崎県、京都府の5校で協議を行った。
- ・教員が3名、保護者が2名のグループであった。
- ・実際の子どもの居住地と学校の場所が離れていることもあり、行政とは連携しているが居住地との連携は難しい。
- ・支援者名簿はあるが、それを活用しきれていない。
- ・東京都立花畠学園では、宿泊の防災訓練を行う。他の学校では通常の宿泊研修はしているが、そこに防災訓練を繋げていることが画期的だと感じた。都立学校ではポピュラーな行事ということで全国に広まってほしいと思う。花畠学園の宿泊防災訓練の際は、地域の人も参加し段ボールベッドの組み立てなどをを行うことなので、それも地域との連携のきっかけの一つになるのではないかと感じた。

⑧グループ 発表：埼玉県立宮代特別支援学校

- ・大分県、和歌山県、栃木県、北海道、埼玉県の5校で協議した。
- ・地域の住民として、自分たちが地域に入していく方法を知る必要がある。
- ・学校の防災関係の対応として、引き渡し訓練をしている、3日間の非常食を常備している、福祉避難所の開設を地域と連携しながら進めているという話があった。
- ・学校での取り組みに保護者が訓練に参加できる体制があるとよいが、コロナ対策があるため難しいとの話題が出た。

⑨グループ 発表：愛媛県立新居浜特別支援学校 川西分校

- ・茨城県、香川県 愛媛県の3校で協議を行った。
- ・B C P の策定には差がある。
- ・震災を経験された方から、地震のパニックの状況はすごかったとのことや、時間が経つにつれて震災の経験者がいなくなっていること、保護者同士のつながりが持てていないという現状があるという話題が出た。
- ・学校、先生がなんとかしてくれると思っている保護者が多いが、自分事として考えていく必要がある。

【助言】

防災に関して地域との連携は大事ですが、どのように連携し、何と一緒にやっていくのかが明確ではなく、地域の実情に応じて検討する必要があるため、それぞれの学校で考えていく部分が大きいと感じています。

BCP が協議の柱としてありました but 基本的には介護事業所や障害福祉サービス事業所に作成を義務づけ

ているものになります。大阪府立46校の特別支援学校は、すべての学校で学校BCPを作成してますが、必ずしも学校で作成しなければならないということではありません。

また、防災を含む安全教育について、学校が作成しているものとして「学校安全計画」があります。

学校安全計画の策定の際には、すべての教職員、保護者、関係機関、関係団体の参画や周知が重要であると示されていますが、保護者の方々がどのように学校安全計画の策定にどのように参画をしているか。また、学校安全計画を知っているなければならないが、その策定に保護者が関わっている学校が、必ずしも100%ではないのではないかと感じています。

学校では学校安全計画の他に、危機管理マニュアルも作成しており、危機管理マニュアルも、学校のみならず保護者、地域、関係機関に周知し、地域全体で安全確保のための体制整備を行うことが重要だと文部科学省が作成をしている「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」に示されています。

このように、すでに学校で作成をしている、防災を含む安全教育に関わるものがいくつもあります。さらには、個別の教育支援計画の活用も今後検討できると思われます。

ブレイクアウトルームの発表の中にもありました、学校運営協議会を活用することで、地域との連携協働体制について様々な検討を行っていくことができると言えています。学校運営協議会制度（コミュニティスクール（CS）と呼ばれる）は、令和3年度の統計で、全国の特別支援学校の導入割合が26%にとどまっています。幼稚園から高校を含んでも全体で3分の1が導入をしているという状況です。これから増えていくと思われますが、まだ特別支援学校のCSの導入が0%という県が全国に23あります。一方、和歌山県、京都府、鳥取県、広島県、山口県では、特別支援学校にCSを100%導入しています。

近年、毎年のように自然災害が発生し被害が生じている状況です。今回の高松養護学校の発表にもあったように、南海トラフ大地震や直下型地震など様々な懸念があり、日頃からしっかりと準備をしておく必要があります。地域によって必要な準備内容が変わるために、学校、保護者と地域を巻き込んだ連携の体制を作っていくことが大事になると考えています。

【第3分科会「福祉」発表資料】

「福祉制度の活用と PTA の情報共有」

学校名 熊本県立かがやきの森支援学校
発表者 PTA 会長 田中智香子

1 学校の概要

熊本かがやきの森支援学校は、重度重複障がいのある子ども達のための肢体不自由特別支援学校です。平成26年4月に開校し、今年9年目を迎える熊本県内でも比較的新しい特別支援学校です。

本校舎は熊本の西区、市内の西方に位置する熊本城を望むことができる高台にあります。近隣には熊本市立城西小学校、熊本市立西山中学校、熊本市立千原台高等学校などが立地する文教地区にあります。

一方、分教室は東区にある「くまもと江津湖療育医療センター」の敷地内にあり、在籍する児童生徒は全員がセン

ターに入所し、医療・福祉・療育サービスの提供を受けながら通学する「教室生」と教職員がセンター内の病室に出向いて授業を行う「ベッドサイド生」に分かれています。学校全体で在籍する児童生徒は年々増加傾向にあります。



江津湖療育医療センター分教室



本校舎



2 本校の特色

熊本かがやきの森支援学校の校訓は『かがやく笑顔
学ぶ感動 つながる喜び 明日への生きがい』です。

「健やかで意欲的に学び、人との関わりを楽しみながら自分らしく生きる児童生徒を育成する」ことを教育目標にしています。目指す学校の姿として、「○安全・安心な学校 ○自立に向け、児童生徒一人一人の持てる力を精一杯伸ばす学校 ○地域に愛される学校 ○発展する学校」の4つの視点を大切に学校・保護者・各関係機関関係者・地域の

人々との連携を図りながら教育活動に取り組んでいます。

今年度の在籍児童生徒数は91人です。在籍児童生徒のうち64人は本校舎の通学生、6人が本校舎の訪問教育を受ける児童生徒、21人は江津湖療育医療センターの入所児童生徒です。通学生64人は保護者の送迎、放課後等デイサービスなどを利用しながら通学しています。

学校職員は教職員74人、事務職員7人、養護教諭2人、学校栄養職員1人、介助職員2人、サポートー6人



授業の様子



校内の様子



授業の様子

平成28年の熊本地震の際には、近隣の地域住民700人が本校に避難してこられ、教職員による避難所運営を行うという経験もしています。現在も本校舎は「熊本市福祉子ども避難所」に指定されており、災害時に備えているところです。

の計92人です。また、熊本県の事業である「ほほえみスクールライフ支援事業」から7人、「人工呼吸器装着児童生徒看護師利用事業」から3人、計10人の看護師も常駐して医療的ケアの必要な子ども達の支援を行っています。



授業の様子

3 取組の内容

本校のPTA活動は、4月下旬に開催するPTA総会の議決により承認される執行部員が中心となって進めています。執行部のメンバーはPTA会長以下、副会長4人、書記3人、会計3人、監査2人、顧問1人の計14人で構成されます。活動内容は、PTA総会運営、PTA新聞発行、PTA研修会の企画運営、PTA保護者交流会の企画運営、全肢・九肢・県P連等各種役員会への参加、次年度の役員選考、毎月開催の執行部会等です。

どの学校も同じだと思いますが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、様々なPTA活動が中止になりました。令和3年度を例に挙げると、PTA総会は書面開催、PTA合同懇親会、PTA進路研修会は中止、執行部会は9回計画のうち3回が中止、という状況でした。また、同様に学校行事も書面開催や縮小・中止となったものが数多くありました。

そのような状況下、令和4年度の役員選考の際に多くの小学部低学年PTA会員から挙がってきたのが、「他の保護者の方を知らない」「名前は聞いたことがあっても顔を知らない」「誰を役員さんに推薦していいのか分からない」という声でした。



講師招聘 PTAヨガ教室

令和3年度にかろうじて開催できたのは、令和3年11月26日に実施したPTA保護者交流会の「講師招聘ヨガ教室」でした。体育館に会員約40人が集合して招聘したヨガ講師の指導でヨガや瞑想を行いました。

また、その後「茶話会」として、10月に行われた運動会のVTRをみながらお茶とお弁当を黙食し、その後はマスクをつけてパーテーション越しの談話の時間をとりました。その際に大切なことは、学部を超えた縦のつながりと子ども達の成長の気づきや、子育ての悩みについて先輩保護者から話を聞くことでした。そして、PTA活動では保護者同士が顔を合わせ、情報を共有するためには欠かせないものであることを実感しました。しかし、残念なことに新型コロナウイルス感染症拡大によって、この後のPTA活動はことごとく中止となってしまいました。

コロナ禍での保護者同士がつながる場の不足は保護者が子ども達の福祉サービスを検討したり利用したりするための情報収集にも大きく影響しています。そこで、令和4年度の執行部では PTA 進路研修会を、早い時期にぜひとも実施したいということが話題になりました。子ども達の進路実現にも深く関係する福祉サービスの利用についての情報交換の場を実現したいという切なる願いがあるからです。

進路研修会以前の情報交換の場として、ケース会議があります。

保護者が子どもに必要な福祉サービスを知り、利用を検討したり開始したりするのに大切な役割を果たす場として、本校ではケース会議を開いています。これは、保護者、学校、相談支援員、放課後等デイサービス事業所、訪問看護事業所、ヘルパー事業所、療育機関関係者等が一同に会し、学校や家庭、放課後等デイサービス、療育機関での子ども達の様子や課題等を共有し、子ども達のために現在必要なこと、将来に向けて必要なことなどを情報交換・共有するために重要な役割を果たす会議です。

昨年度、本校では70人の児童生徒に対して延べ41回のケース会議が開催されました。そして、その会議の中で保護者は在宅介護や生活介護、放課後等デイサービス、日中一時預かりサービス等に関する情報を得ます。

昨年度のケース会議から福祉サービスへつながったことの1つに登校支援サービスがあります。放課後等デイサービス事業所による下校支援は以前からありました、昨年度、登校時の支援も増え、今年度は70人の児童生徒のうちの8人が登校支援サービスを受けています。

高等部の生徒はケース会議で就労移行支援等の福祉サービス利用についても検討します。そして、高等部1年時から進路先となり得る福祉施設等の見学や一日体験等を行います。前期（5月中旬から7月中旬）と後期（9月中旬から12月上旬）に分けて高等部全生徒が実施します。卒業後の進路を考えたり、また卒業後の進路につなげたりする機会としています。

先ほども話題にしましたが、保護者の情報交換の場としてPTA 進路研修会があります。実は令和3年度の2月に実施する予定でした。しかし、延期のまま令和4年度を迎えていました。

この PTA 進路研修会の最大の目的は、先輩 PTA の皆さんに子どもさん方の進路決定に至る過程や、進路決定から実際に進路実現の方法や必要なことなどを直接お話しいただくことです。PTA の先輩方のお話を伺うことで、進路実現のためにどのような手続きが必要で、どのような福祉機関や医療機関とつながり、卒業後の生活がどのようなものになっていくのか具体的に知ることができる貴重な機会だと考えています。

そこで、本年度は6月30日（木）に実施しました。コロナ禍でPTA会員の参集が困難な状況であることから、この日に講師である先輩保護者の講話を動画に撮影したものを、You Tube に掲載するオンデマンド型の研修



ヨガ教室後の茶話会

ケース会議

●登校支援・保護者、学校職員、障害児親、
放課後等デイサービス事業所、訪問看護事業所、
ヘルパー事業所、避難強制隔離センター

●日・月曜、平日は各曜日開催

●春・秋：○春期、夏期、各季直前での様子についての情報交換
○春期セミナーと秋期セミナーについての情報交換、等



令和4年度進路研修

としました。

研修の内容は、事業所を1ヶ所利用されている保護者、4ヶ所利用されている保護者お二人の先輩保護者様に御来校いただき、PTA 執行部役員が事前に PTA 会員保護者から集約した質問をするかたちで、それぞれの経験やお考えを聞かせていただきました。福祉の利用を中心に、具体的には、進路決定に向けて優先したこと（例えば、入浴優先、日中活動優先、保護者の職場からの近さ優先、等）等をお話しいただきました。また、在学中と卒業後の違い、保護者のライフスタイルの変化などもお聞かせいただき、仕事との両立の難しさも伝わりました。

子どもが卒業し成人していく話題になると、年金等の申請に関してのアドバイスや各種助成制度のこと、事業所の利用料や食費について等、現実的なお金のことにも話が及びました。最後には、在学中の保護者に伝えたいこととして、「子どもは親が思うより大人」という言葉をいただいたのが印象的でした。

4 成果と課題

まず、進路研修会の成果です。オンデマンド型の研修ではありますが画面越しにでも顔を見ながら話を聞くことで、保護者同士が顔の見える縦の関係づくりが進んだと考えます。また、具体的に子ども達の福祉サービス利用等の有効な情報交換ができました。研修会終了後に保護者アンケートを実施したところ、次のような回答をいただきました。

○質問形式で分かりやすく、細やかに答えてくださいり、現在の気持ちにぴったりきた。

○夫と一緒に視聴できて、子供の将来について家族で話し合うことができた。

○オンデマンド配信は自分のタイミングで参加できる。

○テロップ付きで、音声も聞き取りやすく、気になるところは再生できる。

等、研修の内容だけでなく、運営面についても好評いただき、コロナ禍の PTA 活動として有意義なものとなりました。

PTA 活動で保護者同士の協力体制を整えることが子ども達にとって学校がさらなる安全・安心の場になります。

ケース会議メンバーで話し合いをすることが新たな連携につながり、子ども達を取り巻く医療・福祉のサービスがさらに充実し、保護者にとっては、身体的・精神的ゆとりにつながります。

課題は次のようなことがあります。

現時点では PTA でどうにかできることではないかもしれません、ケース会議や PTA 進路研修会をとおして有効な情報を得ても、その時期や年度によっては希望の福祉サービスが受けられない状況が現実にあります。このコロナ禍で福祉機関が「受け入れ中止」のところが多く、サービスを受けられないケースがたくさん起こっています。

また、福祉サービスを利用するにあたって、これから時代は、サービスの機械化や外国人労働者の増加など現在の状況とは違う場面が近い将来やってくると予測されます。そうなった時に、親の私たちが様々な変化を柔軟に受け入れる心構えを持っておかないといけないということも感じています。

PTA 活動として他校との交流や外部団体とつながり、さらなる情報収集と要望等の発信を行っていくことが大切かもしれません。

最後になりましたが、私の子どもたちがお世話になっているヘルパーさんの言葉をお借りすると、福祉とは、困っている人を手助けすることだそうです。だとすれば、私にも福祉の恩恵を受けるだけでなく、役に立てる福祉もあるはずです。今後、今よりもっと充実した福祉環境になっていくことを望みつつ、今困っている人の役に立てることはないか、私たち保護者の目線でアンテナを張りながら生活していくことも障害のある子どもを持つ私たち保護者の社会的役割になるのではないかと私は思います。

以上で発表を終わります。ご静聴ありがとうございました。

【質問】

- ・特になし。

【ブレークアウトルームにて5つのルームに分かれて】

「豊かな生活を築くためのデイサービス等や福祉制度の活用について、関係機関と連携しながら会員間で広く情報共有するためのPTA活動について」の柱について話し合いました。

<各ルームの報告>

1ルーム

- ・接続がうまくいかず、十分な時間話ができなかつたのですが、卒業後の進路の情報収集や進路先が少ないためグループホームを立ち上げたという話を聞いたり、自治体にお願いしたがなかなかうまくいかなかつたなど、困り事の情報共有で終わりました。

2ルーム

- ・コロナ禍での活動状況についての交流がメインになりました。Zoomやネットを使っての活動が多いとの報告でした。その中でも、外部から事業所さんなどを招いて情報を得たり、自分たちが事業所に行ってその情報を会員にZoomで伝えたりしたなどの例がありました。自治体や事業所と合同で情報交流することも大切だという報告もありました。

3ルーム

- ・コロナ禍で、どこの学校も保護者間の交流が大変少なくなっているという話が出ました。高校を卒業される生徒の情報が少ないことや外部の卒業生の保護者に来ていただき話を聞いたりしていることが出ました。卒業後の進路については、進路部の先生方と生活介護の福祉施設などの見学会を通年行っていますが、このコロナ禍で集まることができないこともありました。そのなかで「安心ノート（子ども一人一人の生育歴や体調管理などを記入したファイル）を活用している」という学校が三校ほどありました。たくさんのお話は聞けませんでしたが、交流がなかなかできない状況の中で保護者が色々と工夫をこらしているという話がありました。

4ルーム

- ・本題に入るまでに時間がかかり、あまり話し合う時間がありませんでしたが、コロナ禍と言うことでなかなか実施ができないという声が多くありました。進路については、高校からだけでなく、中学校や小学校の頃から行うことやZoomを使った研修を月に一回程度行ったり、先輩保護者にきていただき話をしてもらうことがあったり、医療的ケア児のお子さんの卒業後をZoomで保護者さんに話してもらったりしているというお話もありました。

5ルーム

- ・通学バスがある学校と新しい学校なので通学バスがないという学校の保護者もいて、バスを利用するに当たって、時間が決まっているので仕事の時間に間に合わせることが難しいということがあったり、卒業後に通ったり入所施設が少ないなどの問題点が多く出ていました。また、入浴支援が少ないということも出ていて、その辺を福祉の方でフォローができるといいのではないか、充実していくことを望みたいとの話もありました。あとは、保護者同士の情報交換がコロナ禍で減っているので、今後は茶話会を実施したりできるといいなという話がありました。

第3分科会「福祉」

指導助言者：厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 障害児・発達障害者支援室
障害児支援専門官 鈴木 久也 氏



この分科会の方でまずはブレークアウトルームを使ってチャレンジしたということに本当に敬意を表したいと思います。私は話がそれますけれども、実は元々は平成30年までは札幌の社会福祉法人で働いていたんです。なので、北海道がこの地図上ではこう収まっているんですけども、非常に遠くて、札幌の端から札幌の端まででも1時間くらいかかりますし、札幌から函館までですと5時間くらい車でかかるこの距離を、オール北海道で企画し、そして、ブレークアウトルームというのは、結構難しいんですね。国でもやるんですけども結構ミスがあるんですけども、それにチャレンジしたという思いが非常に今日は伝わってきました。また、今日発表いただいた熊本県の田中さんに関しては、きっと資料をまとめするのが本当に大変だったと思うのですが、本当にいい取組でわりと先駆事例だったと思います。本当にありがとうございました。ブレークアウトルームにも全てに入らせていただきましたけれども、司会とか決まってない中、少し戸惑うところもあったかと思いますが、ぱっと進行ができるというのは、やっぱり日頃からこういうPTA活動をお母さん、お父さんたち、保護者の方たちがやってるので、福祉の心というか、こういうときだれが音頭をとるのか、見合はんじやなく、この会を成功させようかという形で動いていく、これが私自身は大事な力なんじゃないかなって思うんです。他人事ではなく、自分事としてこの会を成功させようという本当にその姿に本当に私も感銘を受けました。

ここからは、私の方としては、助言と言うことなんですけれども、助言というとなんか上からの感じなので、まずは国の動向がどのようになっているか、私は子どもの専門官なので、子どもの部分がこれからどうなっていくのかという観点と、今お話を聞いていると支援の中身というよりは地域作りをどうしていくかということが少し重要なのかなと思いますので、その辺を今後どうしていったらいいのかということを少しお話できたらいいかなと思います。

(画面共有。スライド参照)

障害児福祉関係施策についてということで、まず冒頭のご挨拶させていただいたんですけれども今回一番子どもの部門で大きいのは、こども家庭庁の設置が決まったということです。これが来年のもう4月からスタートするので、我々もその準備で動いているところです。障害児施策はこども家庭庁の方に移ることになりますので、これから厚生労働省ではなく、こども家庭庁としてみなさまと今後お付き合いしていくことになると思います。

(スライド1ページ)

もう一つが、この児童福祉法ですね。皆さんのお子様たちを守る法律の改正が今回行われました。法律の改正は7つあるんですけども、何が結局大きく変わったのかといいますと、一つは、今本当に日本の近々の課題といわれる児童虐待ですね。昨今ニュースで色々と騒がれていますけれども、児童虐待の対応ということを今まで法律改正をずっとやってきたところなんですけれども、国としてもまず一つは、全てのこどもに、障害があるからとか障害種別に関係なく、全てのこども、子育てに対してやはり子育て世帯を包括的に支援するための体制強化をすべきではないか、いわゆる家庭への支援を充実させるべきではないか、という方向に日本も舵を切ったということが今までと大きく違うところです。1番から7番まであるんですけども、1は子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充ということで、主に乳幼児期なんで

すけれども乳幼児期の段階から、いわゆる困り事が子育てで多々あると思うんですけども、困ってからサポートするのではなく、もう少し前からサポートできないかということで②番とかはすごく顕著なんですけれども、訪問による家事支援とか、児童の居場所作り、親子関係の形成支援等です。ペアレントトレーニングというのがあるんですけども、親子の関係をどう作っていくかみたいなですねそういうところに力を入れましょうということです。③の障害児部門では、児童発達支援センターというものがありますので、そこを中心に全ての障害のあるお子さんが通えるですね、先ほどのブレークアウトルームでのお話を聞かせていただいて、やはり通えるところが少ないですとか、医療的ケアがあると受け入れられないとか色々な諸課題を本当に切にお話いただいて私も本当に勉強になったんですけども、そういうことがないように体制整備をしていくこうというそういう様な法律改正を行っています。

2番は、一時保護所及び児童相談所のことなので割愛して、3番も入所施設ですね。入所施設はですね②ですけれども、今、移行は難しいというお話がありましたけれども、障害児入所施設に今入所されているお子さんがまた移行する際にですね、やはりどこの施設に移っていったらいのことを都道府県、政令市がしくみとして少し音頭をとろうかという話になっています。

次に4番ですね、これがこれから皆さんに一つかかわってくることかと思います。児童の意見聴取等の仕組みの整備ということで、今ですね、ちょうど障害者権利条約が日本は批准してるんですけども、それですね、いわゆる政府に対してどれくらいすんでいるかというヒアリングを行うことをジュネーブで行われているんですね。ちょうど今日昨日あたり終わっているんですけども、それでまたこのあと勧告がくるんですけども、それともう一方で、子どもの権利条約というものも日本は批准しておりまして、子どもの意見をちゃんと聞きましょうということが実は入っているんです。この部分については、日本はまだまだですと勧告を受けていて、それを今回の法律でおしすすめることになっています。最初は、ケアがかなり重要なお子さんたち、児童相談所とか一時保護とかそのへんから始めるんですけども、都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行うというふうになっていますので、この部分に関してはおそらく今後どんどん広がっていくんじゃないかなと思います。

5番の一時保護のこと、6番が子どものソーシャルワーカーの専門性の向上、7番が児童をわいせつ行為から守る環境整備というふうになっています。

(スライド2ページ)

その中で、この法律改正を行うに当たって、障害児施策としてはまずどういうことを考えたらいいのかということについて検討会を行いました。実際のところ、お金の面では社会保障費が結構困窮しているということは言われているものの、我々としてはやはり障害のあるこどもにとって児童期から適切な発達支援を受けていくということは、安心感や自尊心等を育むことで持てる能力の発揮に着実に貢献し、成人後の生きづらさの軽減や予防につなげるものとして社会全体から見ても大きな意義があるということで、やはり発達支援の質を上げていくことが重要であろうということを掲げております。基本的な考え方としましては、障害のあるこどもたちの自己肯定感を高めて、多様性をお子さん一人一人、菅野調査官もおっしゃっていましたけれども、やはり一人一人にどういうことができるのかということをわれわれもしっかりと考えていくということ、あとは障害児施策と子育て施策を連続線上のものとして考えていく必要、これがこども家庭厅のことを意識しているのかなと思います。あと保護者支援ですね。今日は、特別支援学校のPTA連合会ではありますけれども、やはり今までの保護者支援というのは、乳幼児期が主に中心だったんですけどもそうではなくて、やはりライフステージに応じた支援が必要であろうということでしっかりサポートする必要があるということが明示されています。

(スライド3ページ)

その中で体制整備にかかわるところですけれども、1番の児童発達支援センターの在り方と一

番下なんですねけれども、今後ですね、児童発達支援センターを中心に体制整備をしていくんですけれども、児童発達支援センターがやはり幅広い、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援の機能を自由に発揮できるようにするべきではないか、あとは、地域の事業所にスーパーバイズ・コンサルテーション機能をつけるべきではないか、あとは地域のインクルージョン推進の中核機能、発達支援の入口としての相談機能を充実させようということですね。おそらく皆さんに一番大きく関係しているのは、1番と2番かと思います。

4番の赤で囲っているところは、やはりブレークアウトルームでのお話を聞かせていただいて、地域の格差のようなことがどうしても出てくるわけですねけれども、資源がたくさんある地域がすごく色々なことができて、あまりない地域ができないということではなく、その地域地域の資源を有効活用して質を上げていこうということで、センターが中心になって地域の事業者に対する研修や支援困難事例の共有・検討、あと市町村や自立支援協議会との連携、各事業所がもっと学び合うべきではないかということです。今、事業所は放課後等デイサービスも17000近くありますが、まだまだそれそれで取り組んでいるところが多くて、今回の熊本県のこの事例ではわりと放課後等デイサービスさんとうまく連携とれているというのは、正直なところ好事例なのかなと思っております。

(スライド4、5ページ)

続いて、地域での支援体制についてですね。地域での体制整備において、我々福祉側として大事にしているのは、自立支援協議会という仕組みがありまして、自立支援協議会は都道府県市町村に設置する、また圏域に設置するんですけども、自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っているということになっていまして、地域移行部会、こども支援部会、就労支援部会とかですね、それぞれの本体の協議会にそれぞれの部会がぶら下がるそのような体制を各都道府県で作ってらっしゃるし、市町村でも作ってらっしゃるところはあるかと思っています。この構成委員のメンバーですけども、構成員のメンバーには、当事者の方たち、学校関係の方たち、いわゆる障害児だけでなくその地域に関する機関の皆さんと一緒に考えて行きましょうとなってまして、この体制整備をする上では、今ちょうど第3期に移るんですけども、障害児福祉計画、大人だと第7期障害者福祉計画になるんですけども、地域の体制整備をどういうふうに作っていくのか、基本指針をこれから国が作るところで、来年度から各都道府県でその計画を作っていただくことになります。そのときには、この自立支援協議会の意見を聞くように努めなければならないというふうになってまして、基本的には自立支援協議会がある地域は、その計画を作る時には、意見を徴収するという形になっています。

(スライド6ページ)

イメージですけれども、このように、地域で障害者を支えるその上で協議会の場が非常に重要で、まだうちの地域は動いてないわ、とかうちの地域にはあるのかしら、など分からなければ、本当に住んでいる地域の障害福祉課さんに聞いていただくというのは、ありなのかなと思いますし、またこの熊本県さんのように相談支援の方たちが深く入っているところだったら、相談支援の方たちは非常に自立支援協議会と密に連携をとりますので、相談支援さんに聞いていただくというのもありかなと思っています。

(写真提示・資料にはありません)

それでですね、これは私が現場にいたときの多分北海道の先生方、札幌の人たちは知っているのかなと思いますが、自立支援協議会のこども部会です。このメンバーには事業所の先生もいらっしゃいますし、教育委員会の先生もいらっしゃいますし、保育、もちろん当事者、保護者の皆さんも参画して一つのテーブルを囲んで、いろいろ議論をすると地域の課題を議論してどう解決したらいいかを話し合う、まずそれがスタートで、これがあったときとなかったときでは個人的

にはずいぶん進み方が違ったなという印象があります。今回は、教育と福祉の連携ですので、皆さんから例えば進路の情報を把握するのに利用者さんにきてもらうとか、やはり自治体の人と意見交換会をするとか、色々取組をしていただいていたのですが、もし、組織と組織で行うのであれば、例えば、これは、（写真変わる・資料にはありません）教育と福祉の連携のプロジェクトというのをこの当時、札幌市はやったんですけれども、その中で見えてきたのは、実は放課後等デイの先生たちは、実際教育側の事情をあまりよく分かっていない、変な話ですけれども、保護者の方よりも分かっていなかった。そういうこともありましたし、また、学校の先生も窓口になって、特別支援教育コーディネーターの先生とかは、よくご存じなんですかけれども、実は担任の先生たちは、放課後等デイサービスで何をやっているか分からない、とかですね、そもそもどんな制度なんだっけとか、そういうことがだんだん分かってきたので、それならばお互いに交流する場を持とうと言うことで、シンポジウムをしました。その学校とよく連携がとれている事業所と教育委員会の方と一緒にこの地域の教育としての課題は何だろうと、解決するためにはどうしたらいいんだろう、ということをシンポジウムをして、事業所の先生もいるし、学校の先生もいるし、保護者の方も参加していた。もう少し深めた時にこれは、教育と放課後等デイサービスさんで、放課後等デイサービスに地域の学校の先生が授業参観という形にしました。その後に、地域の課題を話し合ったり、そこに通っている子どもの学校の先生がうちの子どうですかとかって学校の先生が知らなかつた姿を見たりして連携が深まった個別のケースとか、というふうにして、地域の事業所さんに手を上げてもらってそこに先生たちがいくという逆参観日をやつたりしました。

資料の説明はここまでとさせていただきます。

（画面共有 終了）

今後、どういうことを進めていったらいいのかということを、皆様のご意見を聞きながら私なりに考えてみましたので、お話しさせていただきます。

まず、菅野調査官もお話をしていましたように、これから障害種別というものの状態像が変わっていきますので、多様な障害の状態像に支援が行き届くような形にしていかなければなりません。そうなったときに、肢体不自由のお子さんの専門性を福祉の部門でもどう担保していくのか、そして、それと同時に地域の体制づくり、専門性を深めることと、肢体不自由のお子さん達を支援できる人たちを地域に増やしていくという両方を目指していくかないと、この先なかなか難しくなるだろうという結構難しい課題ですけれども、これはある意味肢体不自由のお子さんだけでなく、全ての障害のお子さんに、福祉部門としてはこれから取り組まなければいけないと思っています。

この体制整備をするときに、地域で何が足りないのかということ、私たちは国全体から見てこれが必要なではないかということをある程度最大公約数的に施策を進めていくのですけれども、そこから先、地域でオリジナリティを出していかなければいけない時代に入っていくのかと思っています。なので、我々も自治体さんだけにお任せするのではなく、各都道府県、各地域の実情をもっと吸い上げたうえで、いろいろな施策を進めていかなければいけないのかなと、今日、全国のお話を聞いて思ったところです。それを各都道府県に促していくことがこれから必要になっていくのかなと思っています。これが体制整備のお話です。

教育と福祉は、我々は文部科学省さんと一緒にこのようにやっているのでけれども、私たちも現場に視察に行ったりお話を聞くと、なかなか難しいですというお話を聞きます。私自身も現場にいたときになかなか難しいということは正直なところ感じていましたが、ただ、この10年くらいで随分と様子が様変わりしたと思っています。そこには、やはり何を共有するかと言うことがとても大事で、そしてその教育サイドと事業者サイドの見ている姿・見える姿が違うので、接点を見つけていく作業をしていかなくてはいけないのかなと思っています。一番それが分かりやすいのが、この熊本県さんがやっているケース会議です。ケース会議というのが非常に分かりやすいのかなと思います。ただ、もう一方では、せっかくPTAという組織で動いているので、例えば、

県の障害福祉課さんに来てもらうとか、自立支援協議会の成人部門をやっているところにアプローチして来てもらうとかということを、組織として申し入れをして、組織で話し合いをしていくということができるのかなと思います。

次に、ピアですね、当事者のみなさんの力が、これから非常に重要になっていきます。福祉の世界でも、やはり当事者のみなさんの力をどういうふうに支援に取り入れていくか、また、効果的にサポートしてもらうかということを非常に考え始めています。これは全ての分野にいえることなのかなと思いますので、今、PTA活動が大変だったり、みなさん忙しいので極端に言えば煩わしくなってしまっているという方も多いになっているという現状はあるかもしれませんけれども、つながるということはすごく大事です。どんなに人より裕福になっても、やはり満足できないし、困り感という物は解消できなくて、私としては、井戸端会議というものは非常に重要なと思っていまして、井戸端会議をする中でいろいろな情報を入れて、みんなで知恵を出し合って、それぞれの持っている力を出し合って解決していく、そういう姿がこれから日本の子育てには非常に重要なのではないかと、これはおそらく成人期になっても変わらないのではないかと思っています。今は、井戸端会議が普通に日常で行われるような環境に日本はないので、それを意識的に仕組みとしてやっていくということ、集まりやすい場を設定することが重要になります。いきなり座談会をしますと言つても集まりづらいので、ここに書いてあるようなヨガ教室から始めるとか、スイーツをみんなで食べようとか、そういうことをきっかけにそこから話題を広げていくということが、仕掛けとして非常に重要なかと思っています。私も現場にいたときにやはり「ただ話すだけだと行きづらいです」と言うお母さんも、ネイルを仕事でやっているお母さんがいるから、ネイルをやってみようかと言つたら来たりとか、ヨガ教室とかはけっこう来たりとか、お母さん方はいろいろな特技を持っているので、その特技を披露していただいてそこにみんなが集まるというのも一つのやり方かなと思っています。

次に、やはりICTの活用です。今日、ハイブリッドにチャレンジしていただいて、このブレイクアウトルームというすごく難しい機能にチャレンジしてもらいましたけれども、これは非常に重要で、これから、オンライン、ICTの活用が衰退化するということはないので、これをうまく使っていけるようにしていただくということと、プラスリアル、リアルとICTをうまく使えるようになっていただければと思います。ICTをうまく使えば、今まで県だけ、地域だけの活動が、例えば、今日の熊本県の取り組みが良ければ、熊本県さんと愛媛県さんで合同の会議を開いてみるとか、そういうことも可能になってくるのかなと思っています。時代はどんどん変わっていきますけれども、根幹としてこのようなPTA活動は、どの時代になっても重要なのではないかと私個人としては思います。ただ、そのやり方や取り組み方そういうものは変化していくとは思いますが、根幹は人なので、人と人が交わることは人間の基本的欲求として大事ですし、子育ては一人では絶対できませんので、みんなとやったほうが子どもも良く育っていくのではないかと思っています。

最後に、昨年もお話ししたかもしれないのですが、私が感銘を受けていつもみなさんにお伝えしていることがあります。本当に若いときにノルウェーのオスローに、研修で行かせてもらったことがあったのですけれども、そのときのオスローの市長さんが身体障害の方だったんですね。その方が、北欧は福祉国家ですので、どういう街づくりをしたかということをお話ししてくださったときに、そのときは私だけでなく施設の職員やお母さん達と一緒に行ったのですけれども、そのオスローの市長さんがお母さん達に向かって、「当事者のみなさんが発信することがすごく大事よ。障害のある方達を真ん中に置いた国づくり、施策づくりというのは、全ての人たちに優しい施策になるし、優しい街づくりになるのよ。だから、あなたたちから発信するのよ。一人でも二人でもみんなで発信したら大きなうねりになるから頑張りなさいね。」ということをお話されました。そのとき行ったお母さん達は帰ってきて何をしたかというと、きょうだいのための保育園を自分たちで立ち上げて、今は制度に乗せて企業主導型にしましたけれども、そのときの保護者・お母さん達パワーというのは本当にすごいというか、やはりここまで形にできるのだと、私は若いときにびっくりし

ました。みなさんも、ハイブリッドという形でこの研修会をチャレンジして実際にここまで運営できたということは、やはりものすごい力があるのだということをぜひ信じて、時代の流れに負けないでというよりは、やれることを私たち行政もみなさんと一緒に手を取って考えて進めて行ければと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願ひします。

今日はありがとうございました。



児童福祉関係施設について

2022年8月26日 第65回「全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会
PTA・校長会合・同研究会（北海道大会）」第3分科会
厚生労働省 脳当福部課 横吉則、奈深栄吾者交換室

開港場見廻所支廳の在り方に關する議會報告書　～従事官～

社会的問題		社会的問題	
・人間と組織としての不適切性	（組織は人間の不適切な行動を許容する）	・社会問題に対する態度	（社会問題に対する態度）
・組織の運営	（組織の運営が問題を生む）	・社会問題に対する態度	（社会問題に対する態度）
・組織の運営	（組織の運営が問題を生む）	・社会問題に対する態度	（社会問題に対する態度）
・組織の運営	（組織の運営が問題を生む）	・社会問題に対する態度	（社会問題に対する態度）



地域での支援体制について

市町村の(自立支援)協議会の役割

- 自立支援協議会は、地域の状況を踏まえ、住民の特性に応じて開かれた地域の連携を推進していくもの。
- 市町村が実施する地域の見立等を踏まえ、
障害者支援の基盤から差別化した支援メニューの充実と連携に関する検討を行なう役割。
- 指定外支援事業者が存続するサービスの質の向上に関する評議するための相談会や連絡会、情報交換会、研究会等、必要な知識を収集するための定期的連絡会等による情報交換会のネットワークの運営等。
- 地域の障害者支援センターと事業者等による連携の促進を図るための会合の運営等。
- また、障害者支援の現状を踏まえ、トータルの強化が必要。
- 一方で、市町村が実施する地域の見立等により連携を阻む要因が存在する。
そのため、市町村は、地域の実情に応じて出向会等を用いた連携を検討。
- ※ これまでにより、専門性をより重視し、専門性の障壁を打破し、より実現に向けた取り組みを行なっている。



市町村(自立支援)協議会は地域づくりの中核

- 自己完結に陥らない(ネットワークで取り組む基盤をつくる)
- 他人事にとらえない(地域の課題を的確に把握する)
- 出来るところから進める(成功体験を積み重ねる)
- 取り組みの成果を確認する(相互に評価する)



(自立支援)協議会の法定化

- 「独立支援」協議会は、地域の障害者が集まり、面議における情報を共有し、その問題を踏まえ、上の取組を行なう本邦法。
- 独立支援協議会の一部県立にあり、令和2年4月から、監査委員会が運営において、監査方針等に立ち入り、監査結果の公表が求められる。
- 独立支援協議会運営の施行（令和2年4月）によると、独立支援協議会の運営についての実績に沿じて認められるよう努力することと共に、当事者実感の創出を目指して

【(自立支援)協議会を構成する組織】

